証券コード　9956
平成27年６月８日

株　主　各　位

岐阜県恵那市大井町180番地の１
株式会社 バロー
代表取締役社長　田代正美

第58期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第58期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

敬　具

記

1. **日　　時**　平成27年６月25日（木曜日）午前10時

2. **場　　所**　岐阜県多治見市十九田町２番地の８
バロー文化ホール（多治見市文化会館）大ホール

3. **目的事項**

報告事項

1. 第58期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第58期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　持株会社体制への移行に伴う当社子会社との吸収分割契約承認の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　持株会社体制への移行に伴う定款一部変更の件
第４号議案　取締役17名選任の件
第５号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件
第６号議案　取締役の報酬額改定の件
第７号議案　取締役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行する件

4. 招集にあたっての決定事項

(1) 議決権行使書面において、各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取扱いいたします。

(2) 議決権の重複行使について

① インターネットにより複数回議決権行使された場合は、最後に行われた行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

② インターネットと議決権行使書面の両方で議決権行使された場合は、後に到着したものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。ただし、この両方が同日に着信した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以　上

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙による方法、又はインターネットによる方法により平成27年６月24日(水曜日)午後６時までに議決権を行使いただきますようお願い申しあげます。

＊議決権行使書用紙による方法の方は、議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

＊インターネットによる方法の方は、議決権行使ウェブサイト(http://www.web54.net)にアクセスしていただき、議決権行使書用紙に記載しております議決権行使コードとパスワードをご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力ください。インターネットによる議決権行使に際しましては、56ページの“インターネットによる議決権行使のご案内”をご確認くださいますようお願い申しあげます。

---

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
2. 次に掲げる事項については、法令及び当社定款第17条の定めに基づき、本日よりインターネット上の当社ホームページ（http://www.valor.co.jp）に掲載させていただきますので、本招集ご通知には記載しておりません。
   Ⅰ．事業報告に表示すべき事項のうち以下の項目
   　会社の支配に対する基本方針
   Ⅱ．連結株主資本等変動計算書
   Ⅲ．連結計算書類における「連結注記表」
   Ⅳ．株主資本等変動計算書
   Ⅴ．計算書類における「個別注記表」
3. 株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.valor.co.jp）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

Ⅰ．企業集団の現況に関する事項

1.　事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策への期待による株式市場の好況や円安を背景に、製造業等を中心に景気回復の傾向があるものの、消費税増税に伴う駆け込み需要の反動減など、個人消費の回復には遅れが見られました。また、小売業界におきましては、業態を超えた競争の激化や原材料価格の上昇等により、厳しい経営環境が続いております。

このような状況の中、当社グループでは積極出店による事業規模の拡大を図るとともに、高品質かつ価格とのバランスがとれた独自商品の開発、従業員教育の充実によるサービスレベル向上等により、店舗における営業力の強化を進めてまいりました。また、食品製造・加工拠点の新設や物流センターの機能拡大など、店舗運営を支えるインフラを整備いたしました。なお、グループ全体の店舗数は、当連結会計年度末では648店舗となっております。

その結果、当連結会計年度の営業収益は前年同期比3.6％増の4,705億64百万円となりました。営業利益は前年同期比5.0％増の150億円に、経常利益は前年同期比5.2％増の161億8百万円になりました。また、当期純利益は前年同期比0.6％増の92億14百万円となりました。

セグメント業績は次のとおりであります。

＜スーパーマーケット（ＳＭ）事業＞

ＳＭ事業の営業収益は3,214億58百万円（前年同期比2.6％増）、営業利益は97億60百万円（前年同期比15.6％増）となりました。

商品政策では、プライベートブランド（ＰＢ）商品の開発を一層強化し、平成26年６月に素材・製法を厳選した「Ｖプレミアム」を発売いたしました。同ブランドは発売以来好調に推移し、同年10月に第２弾、平成27年２月に第３弾を発売しております。また、子会社として平成26年７月１日付にてエリンギの生産販売を行う「東邦産業株式会社」の株式を取得して連結子会社とし、農産物の生産拡大にも取り組みました。

食品製造・加工拠点につきましては、平成26年４月に株式会社ダイエンフーズが加工場及び倉庫を新設するとともに、同年12月には旧加工場を改装し、店舗作業を軽減する商品の供給を開始しました。また、平成26年５月に中部フーズ株式会社が新設した静岡工場では、生野菜洗浄・殺菌装置を導入し、サラダや和惣菜を製造するだけでなく、生野菜を原料とする商品をＳＭバローの生鮮部門へ供給しております。さらに同年10月、精肉加工としては４拠点目となる「静岡プロセ

スセンター」を開設し、商品力の向上や店舗業務の効率化に努めました。

店舗につきましては、14店舗の新設と２店舗の閉鎖を行ったことにより、当期末現在のＳＭ店舗数はグループ計で263店舗となりました。ＳＭバロー既存店の売上高は、前年同期比で2.4%減少いたしましたが、前年から本年に開設した店舗や株式会社タチヤの競争力の向上等が寄与し、事業全体では増収増益を確保いたしました。

＜ホームセンター（ＨＣ）事業＞

ＨＣ事業の営業収益は465億56百万円（前年同期比0.0%減）、営業利益は20億11百万円（前年同期比13.7%減）となりました。

同事業につきましては、専門性の強化や新規カテゴリーの導入を進めました。平成26年９月には三重県松阪市に売場面積約1万㎡の「ホームセンターバロー松阪店」を出店し、当期末現在のＨＣ店舗数は36店舗となりました。同店舗内にはＨＣ稲沢平和店に続いて、近隣農家によって生産された農産物等の直売を行う「Ｖファーマーズ」を併設するとともに、自動車タイヤの販売及び取付け・保管サービスを行う「タイヤ市場」を設置いたしました。なお、「タイヤ市場」は当期末現在、ＨＣ５店舗の敷地内に設置しております。

ＨＣバローの既存店売上高は、消費税増税前の駆け込み需要の反動減や灯油販売価格の下落等の影響により、前年同期比で2.9%減少し、事業全体では減収減益となりました。

＜ドラッグストア事業＞

ドラッグストア事業の営業収益は804億70百万円（前年同期比10.2%増）、営業利益は19億61百万円（前年同期比19.9%減）となりました。

同事業につきましては、化粧品など高額品を中心に消費税増税の影響があったものの、食品の品揃え強化や調剤事業の拡大により、既存店の売上高は前年同期比で2.2%増加いたしました。また、過去最多となる30店舗を新設し、当期末現在の店舗数は271店舗となりました。

出店政策の強化を支えるインフラとして、多治見物流センターでは冷凍食品の在庫管理やネット販売への対応など、物流機能の拡大を図りました。さらに、接客サービスにつきましては、店舗運営に関する基本事項の徹底を図るとともに、知識・実技研修を拡充し、カウンセラーの育成に向けて注力してまいりました。

事業全体では営業収益800億円を突破し、増収となりました。

＜スポーツクラブ事業＞

スポーツクラブ事業の営業収益は92億71百万円（前年同期比3.5%増）、営業利益は4億63百万円（前年同期比10.7%増）となりました。

同事業につきましては、会員数の増加により増収増益となりました。平成25年９月より月会費を抑えて気軽にトレーニングジムを利用できる「Will_G」を三重県鈴鹿市で試験的に展開し、同店が好調に推移してきたことから、平成26年９月

には兵庫県神戸市に「アクトスWill_G大久保インター」、10月には岐阜県大垣市に「アクトスWill_G大垣東」、平成27年２月には愛知県海部郡蟹江町に「アクトスWill_G蟹江」を出店いたしました。その他１店の新設を含め、当期末現在の店舗数は58店舗となりました。

＜流通関連事業＞

流通関連事業の営業収益は76億38百万円（前年同期比5.7％増）、営業利益は33億95百万円（前年同期比13.4％増）となりました。

流通事業に関連するその他のグループ企業では、経費削減に繋がるＬＥＤ照明の導入工事を行うほか、流通事業の規模拡大に的確に対応するためのインフラの改善やサービスレベルの維持向上を図ってまいりました。

＜その他の事業＞

その他の事業の営業収益は51億69百万円（前年同期比0.6％減）、営業利益は3億72百万円（前年同期比5.3％増）となりました。

その他の事業につきましては、ペットショップ事業、衣料品等の販売業及び保険代理店等であります。ペットショップ事業において出店及び退店はなく、当期末現在の店舗数は17店舗であります。

2. 資金調達等についての状況

(1) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は221億36百万円であります。

その主なものは、スーパーマーケットの新設14店舗、62億76百万円、ホームセンターの新設１店舗、17億47百万円、ドラッグストアの新設30店舗、37億72百万円、物流センターの開設、10億27百万円、プロセスセンターの開設、11億53百万円及び翌期以降の先行投資、10億60百万円であります。

(2) 資金調達の状況

上記設備投資は主に自己資金でまかなっております。

3. 対処すべき課題

バローグループでは、「事業規模の拡大」、「製造小売業への進化」、「現場力の強化」を柱とする中長期的な経営戦略を堅持しつつ、平成28年３月期を起点とした中期３ヵ年経営計画を策定し、経営効率の改善と次なる成長への基盤確立を目指します。中核となるスーパーマーケット事業の収益性を改善するとともに、次の成長を牽引する事業として、ホームセンター事業及びドラッグストア事業の業容拡大を図ってまいります。

スーパーマーケット事業につきましては、継続的な出店により事業規模を拡大するとともに、商品構成の変更や店舗改装を通じて既存店競争力を強化し、収益性を改善してまいります。製造小売業としてのビジネスモデル構築を推進し、ＰＢ商品においては、素材・製法を厳選した「Ｖプレミアム」の開発と既存商品の改廃を進め、品質の更なる向上を目指します。また、近年整備してまいりましたインフラを効率的に活用し、生産性を改善いたします。なお、平成27年９月に岐阜県可児市において「可児プロセスセンター」を開設し、ＳＭバロー全店への精肉供給体制が整う予定です。

ホームセンター事業につきましては、出店を継続・拡大するとともに、商品に付随するサービスを強化するなど、専門性を追求することにより、地域シェアの拡大を図ってまいります。次に、ドラッグストア事業では、３ヵ年で100店舗以上の積極出店を計画し、事業規模の拡大を目指します。事業拡大に耐えうる人員体制を整備し、人材の採用強化や専門知識の習得を目的とした研修体制の充実を図ってまいります。

なお、当社は組織基盤の強化として、平成27年10月１日付で持株会社体制へ移行する予定です。事業会社の成長と持株会社によるガバナンス強化により、持続的な成長と企業価値の向上を目指してまいります。

4. 財産及び損益の状況の推移

区分＼期別	第 55 期	第 56 期	第 57 期	第 58 期（当連結会計年度）
営業収益（百万円）	410,577	431,218	454,180	470,564
経常利益（百万円）	16,020	16,844	15,311	16,108
当期純利益（百万円）	7,149	8,184	9,162	9,214
１株当たり当期純利益(円)	140.38	159.56	177.95	178.91
総資産額（百万円）	199,774	213,629	235,131	245,386
純資産額（百万円）	68,134	75,466	82,949	90,881

（注）1. 営業収益は、売上高と営業収入の合計であります。
2. １株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

5. 重要な親会社及び重要な子会社の状況

(1) 親会社との状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
中部薬品株式会社	1,441百万円	100.00%(注)	ドラッグストア事業
株式会社アクトス	80	100.00	スポーツクラブ事業
中部フーズ株式会社	95	100.00	食品加工業
中部興産株式会社	300	100.00	物流事業
中部流通株式会社	52	100.00	食品、雑貨及び資材の卸売業
株式会社タチヤ	30	100.00	スーパーマーケット事業
株式会社食鮮館タイヨー	90	100.00	スーパーマーケット事業

(注) 直接所有91.79%、間接所有8.21%であります。

6. 主要な事業内容

当社グループは、スーパーマーケット事業、ホームセンター事業、ドラッグストア事業、スポーツクラブ事業、流通関連事業及びその他の事業を営んでおります。

セグメント	事業の内容
スーパーマーケット事業	スーパーマーケットの営業、食品加工業、卸売業
ホームセンター事業	ホームセンターの営業、卸売業
ドラッグストア事業	ドラッグストアの営業、卸売業
スポーツクラブ事業	スポーツクラブの営業
流通関連事業	清掃業、設備メンテナンス業、物流事業、食品及び包装資材の卸売業
その他の事業	ペットショップ事業、衣料品販売業、保険代理業、観光施設の経営等

7. 主要な営業所

（当　　社）

本　　店	岐阜県恵那市大井町180番地の１
本　　部	岐阜県多治見市大針町661番地の１
物流センター	可児チルド物流センター（岐阜県可児市）
	可児ドライ物流センター（岐阜県可児市）
	多治見ＨＣセンター（岐阜県多治見市）
	第四物流センター（岐阜県多治見市）
	旭ヶ丘センター（岐阜県多治見市）
	大垣物流センター（岐阜県大垣市）
	北陸物流センター（富山県南砺市）
	北陸第２物流センター（富山県南砺市）
	静岡総合センター（静岡県島田市）
	一宮物流センター（愛知県一宮市）
	豊田物流センター（愛知県豊田市）
	福井チルド物流センター（福井県福井市）
	福井ドライ物流センター（福井県福井市）
	北陸プロセスセンター（富山県南砺市）
	大垣畜産プロセスセンター（岐阜県大垣市）
	可児青果センター（岐阜県可児市）
	福井畜産プロセスセンター（福井県福井市）
	福井水産プロセスセンター（福井県福井市）

（中部薬品㈱）

本　　部	岐阜県多治見市高根町４丁目29番地
物流センター	中部薬品センター（岐阜県多治見市）

（㈱アクトス）

本　　部	岐阜県多治見市希望ケ丘４丁目75番３

（店　　舗）

事業セグメント	会　社　名	都道府県別店舗数
スーパーマーケット事業	㈱　バ　ロ　ー	岐阜県69　愛知県56　三重県 8　静岡県18 富山県14　石川県16　福井県25　長野県 9 新潟県 2　滋賀県14　京都府 1
	㈱　タ　チ　ヤ	愛知県 9　岐阜県 2　三重県 2
	㈱食鮮館タイヨー	静岡県17
	VARO CO., LTD.	韓国　1
ホームセンター事業	㈱　バ　ロ　ー	岐阜県24　愛知県 8　三重県 4
ドラッグストア事業	中　部　薬　品　㈱	岐阜県101　愛知県104　三重県　5 静岡県　9　富山県 25　石川県 15 福井県 12
スポーツクラブ事業	㈱　ア　ク　ト　ス	岐阜県 9　愛知県19　三重県 8　静岡県 2 富山県 1　石川県 1　新潟県 1　長野県 1 滋賀県 1　京都府 1　大阪府 1　兵庫県 8 岡山県 1　愛媛県 2　福岡県 1　岩手県 1
その他の事業	㈱　バ　ロ　ー (ペットショップ)	岐阜県 2　東京都 6　神奈川県7 埼玉県 1　栃木県 1
	㈱バロー他１社	岐阜県 1　愛知県 1　静岡県 1

8.　従業員の状況

セ　グ　メ　ン　ト	従業員数	前連結会計年度末比増減
ス　ー　パ　ー　マ　ー　ケ　ッ　ト　事　業	2,832名	66名
ホ　ー　ム　セ　ン　タ　ー　事　業	484	20
ド　ラ　ッ　グ　ス　ト　ア　事　業	657	31
ス　ポ　ー　ツ　ク　ラ　ブ　事　業	269	8
流　通　関　連　事　業	444	28
そ　の　他　の　事　業	44	―
全　社（共　通）	125	24
合　計	4,855	177

（注）　従業員数には、パートタイマー（18,549名）は含まれておりません。

9. 主要な借入先及び借入額

主要な借入先	借入額
農林中央金庫	15,971百万円
株式会社十六銀行	6,988
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	6,940
株式会社日本政策投資銀行	6,791

Ⅱ．会社の株式に関する事項

1. **発行可能株式総数** 112,800,000株
2. **発行済株式の総数** 52,661,699株(自己株式1,106,961株含む)
3. **株主数** 15,543名
4. **大株主の状況**

株主名	持株数	持株比率
農林中央金庫	2,542,800株	4.93%
株式会社十六銀行	2,536,240	4.91
公益財団法人伊藤青少年育成奨学会	2,400,000	4.65
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,634,700	3.17
伊藤喜美	1,578,100	3.06
田代正美	1,570,246	3.04
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,559,800	3.02
株式会社子雲社	1,326,800	2.57
中部エージェント株式会社	1,303,472	2.52
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	1,256,240	2.43

（注） 持株比率は、自己株式を控除して算出し、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

5. その他の株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅲ．会社の新株予約権等に関する事項

当社役員が保有している新株予約権等に関する事項

第２回新株予約権

(1)新株予約権の払込金額　払込を要しない

(2)新株予約権の行使価額　１個につき133,000円

(3)新株予約権の行使条件　①新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。

②新株予約権の相続はこれを認めない。

③その他権利行使の条件は、「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(4)新株予約権の行使期間　平成25年８月30日から平成30年８月28日まで

(5)当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の種類及び数	保有者数
取締役	600個	普通株式　60,000株	８人

Ⅳ．会社役員に関する事項

1.　当社の会社役員に関する事項

地　位	氏　名	担　当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	田 代 正 美		株式会社アクトス代表取締役会長 株式会社岐東ファミリーデパート代表取締役会長 株式会社ビックポンドストアー代表取締役社長 中部薬品株式会社取締役会長 株式会社食鮮館タイヨー代表取締役社長
専務取締役	中 村 純 二	ＳＭ事業統括本部長	

地　位	氏　名	担　当	重要な兼職の状況
常務取締役	鈴木一宏		株式会社主婦の店商事中部本社代表取締役社長 株式会社ダイエンフーズ代表取締役社長 株式会社Ｖソリューション代表取締役社長 株式会社中部大誠代表取締役社長 VALOR INTERNATIONAL USA INC.代表取締役社長
取締役	今井俊幸	企業設計統括本部長兼総務部長	
取締役	志津幸彦	財務本部長兼財務部長兼情報システム部長	
取締役	古谷光雄	北陸事業部 部長	株式会社福井中央漬物代表取締役社長
取締役	山下隆夫	ＨＣ事業統括本部長兼ＨＣ商品部長	
取締役	伊藤正彦	ＳＭ営業部ＥＤＬＰ事業部長兼水産部長	
取締役	和賀登盛作	ＨＣ営業部長	
取締役	三宅泰徳	戦略事業統括本部長	
取締役	安原千佳世	開発統括本部長兼用地開発部長	株式会社牧歌コーポレーション代表取締役社長
取締役	横山　悟		株式会社タチヤ代表取締役会長 株式会社アクトス代表取締役社長
取締役	篠花　明	ＳＭ営業部長	株式会社バローファーム海津代表取締役社長
常勤監査役	久保香一郎		
常勤監査役	佐々木　公		
監査役	市川康夫		
監査役	豊田　滋		豊田滋税理士事務所所長
監査役	廣田輝夫		廣田輝夫税理士事務所所長 中部薬品株式会社監査役

（注）1. 監査役市川康夫、豊田滋及び廣田輝夫の各氏は、社外監査役であります。なお、当社は各氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

2. 監査役市川康夫氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

3. 監査役豊田滋氏及び廣田輝夫氏は、税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 重要な兼職の状況に記載の以下の法人は、当社の子会社であります。

株式会社アクトス	株式会社岐東ファミリーデパート
株式会社ビックポンドストアー	中部薬品株式会社
株式会社食鮮館タイヨー	株式会社主婦の店商事中部本社
株式会社ダイエンフーズ	株式会社Ｖソリューション
株式会社中部大誠	株式会社タチヤ
株式会社福井中央漬物	株式会社バローファーム海津
VALOR INTERNATIONAL USA INC.	

5. 重要な兼職の状況に記載の豊田滋税理士事務所及び廣田輝夫税理士事務所と当社との関係で記載すべき事項はありません。
6. 平成26年６月26日開催の第57期定時株主総会において、篠花明氏が取締役に新たに選任され、就任しました。
7. 取締役愛知久士氏は、平成26年６月26日開催の第57期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
8. 当事業年度において、当社に社外取締役は不在でありました。前期の株主総会の時点においては社外取締役としてご推挙できる候補者が見つかりませんでしたが、平成27年６月25日開催の第58期定時株主総会に社外取締役２名の選任を上程しております。
9. 平成26年４月16日付で、次のとおり担当の異動がありました。（ ）内は変更前であります。
   志津幸彦　財務本部長兼財務部長兼情報システム部長（財務本部長兼財務部長）
10. 平成26年６月26日付で、次のとおり担当の異動がありました。（ ）内は変更前であります。
   安原千佳世　開発統括本部長兼用地開発部長（経理部長）
11. 平成26年７月１日付で、次のとおり担当の異動がありました。（ ）内は変更前であります。
   伊藤正彦　ＳＭ営業部ＥＤＬＰ事業部長兼水産部長（ＳＭ営業部ＥＤＬＰ事業部長）
12. 平成27年４月１日付で、次のとおり地位及び担当の異動がありました。（ ）内は変更前であります。

田代正美	代表取締役会長兼社長（代表取締役社長）
中村純二	専務取締役開発統括本部長兼用地開発部長（専務取締役ＳＭ事業統括本部長）
篠花　明	常務取締役管理本部長兼総務部長（取締役ＳＭ営業部長）
志津幸彦	取締役財務経理部長兼情報システム部長（取締役財務本部長兼財務部長兼情報システム部長）
安原千佳世	取締役企画部長兼社長室長（開発統括本部長兼用地開発部長）
今井俊幸	取締役総務部人事担当部長（取締役企業設計統括本部長兼総務部長）

2. 当社の会社役員に対する報酬

区　　分	支給人員	報酬等の額
取　締　役	14名	292百万円
監　査　役 （うち社外監査役）	5名 (3名)	36百万円 (11百万円)
計	19名	329百万円

（注）1. 報酬等の額には、第58期定時株主総会において決議予定の役員賞与100百万円（取締役95百万円、監査役５百万円）及び役員退職慰労引当金繰入額28百万円(取締役26百万円、監査役２百万円）を含めております。
2. 上記のほか、当該事業年度に役員退職慰労金を以下の通り支給しております。
退任取締役　１名　12百万円

3. 社外役員に関する事項

区　　分	氏名	主　な　活　動　状　況
社外監査役	市　川　康　夫	当事業年度に開催された取締役会には14回中13回、また、監査役会には10回中９回出席し、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地から適宜発言を行っております。
社外監査役	豊　田　　滋	当事業年度に開催された取締役会には14回中13回、また、監査役会には10回中９回出席し、主に税理士として培ってきた豊富な経験・見地から適宜発言を行っております。
社外監査役	廣　田　輝　夫	当事業年度に開催された取締役会には14回全てに、また、監査役会には10回全てに出席し、主に税理士として培ってきた豊富な経験・見地から適宜発言を行っております。

Ⅴ．会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

2. 会計監査人の報酬等の額

	支払額
当該事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	46百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の額	58百万円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法に基づく監査の額の区分をしておりませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。

2. 当社は会計監査人に対し、公認会計士法第２条第１項以外の業務（非監査業務）である「決算業務及び関係会社経営管理に係る助言業務」を委託し、対価を支払っております。

3. 当社の子会社である中部薬品株式会社は、当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

3. 会計監査人との責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

4. 解任又は不再任の決定の方針

取締役会及び監査役会は、会計監査人の再任の適否について毎期検討いたします。会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合の他、当社が会計監査人の独立性、効率性、信憑性、監査に関する品質などにおいて適正でないと判断した場合には、会社法の定めに則り、会計監査人の解任又は不再任といたします。

Ⅵ. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役を含む全役職員の行動倫理を定めた「企業倫理憲章」及び「コンプライアンス規程」を定め、必要に応じてコンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンス体制の整備、維持及び発展を図っております。

② 法令違反その他のコンプライアンスに関する社内管理体制のひとつとして「内部通報規程」を定め、同規程により内部通報制度の運用を行っております。

③ 取締役及び内部監査室は当社における重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は直ちに取締役会及び監査役会に遅滞なく報告することとしております。

④ 監査役は、当社の法令遵守体制及び内部通報制度に問題があると認めるときは意見を述べるとともに改善策の策定を求めることが出来るものとしております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書管理規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電子媒体に記録し保存しております。取締役及び監査役は必要に応じていつでもこれらの文書、電子媒体を閲覧出来る体制を取っております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険管理に関する規程として、「リスクマネジメント規程」を定めております。この規程により、全社的な損失の危険を網羅的・統括的に管理し、リスク管理体制を明確にしております。また、内部監査室は必要に応じてリスク管理状況の監査を実施し、その結果を取締役会、監査役会に報告する体制を取っております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役を含めた全役職員が共有する中期経営計画を策定しております。

② 中期経営計画を達成するために年度事業計画を策定し全役職員で共有しております。

③ 取締役は計画を達成するために、具体的な施策、効率的な業務遂行体制を策定しております。

④ 取締役会は、定期的に月1回開催しております。また必要に応じて適時臨時取締役会も開催しております。

⑤　取締役は、月に2、3回開催される部長会にも参加し、職務に関する執行状況の報告、必要な情報の収集を行っております。

5.　当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①　当社の「企業倫理憲章」をグループ企業全社に適用し、グループの取締役・職員一体となった遵法意識の醸成を図っております。
②　当社の職務権限基準をグループ企業に準用しております。
③　グループ取締役会を開催し重要事項の決定及び情報の共有を図っております。
④　当社内部監査室がグループ企業に対する内部監査を実施しております。
⑤　グループ企業ごとに事業計画を策定し、当社においても計画の達成状況を定期的に管理し、必要な措置を講じております。
⑥　当社「内部通報規程」をグループ全社に適用し、当社内部監査室をコンプライアンスに関するグループ全社の通報窓口としております。
⑦　当社グループ企業は、反社会的勢力に対しては、企業倫理憲章に基づき毅然とした態度で組織的な対応を図り、取引関係等の一切の関係を持たない方針を堅持いたしております。

6.　監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役又は監査役会は内部監査室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することが出来ることとしております。

7.　前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役又は監査役会から監査業務に必要な命令を受けた職員は、その命令に関して取締役、内部監査室長の命令を受けないこととし、また、監査役補助者の任命・評価・異動・懲戒は監査役会の意見を徴しこれを尊重するものとしております。

8.　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項は速やかに報告するものとしており、また、内部監査室の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を定期的に報告することとしております。報告方法については取締役会と監査役会との協議によるものとしており、また、監査役は、必要に応じていつでも取締役会及び使用人に対して報告を求めることが出来るものとしております。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は代表取締役社長、会計監査人、内部監査室とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することとし、また、会社は監査役会の求めに応じて、社外の有識者から監査業務に関する助言を受ける機会を保証しております。

10. 財務報告の信頼性及び適正性を確保するための体制

当社及びグループ企業は、財務報告に係る内部統制が有効且つ適切に行われる体制の整備、運用、評価を継続的に行い、不備に対する必要な是正措置を講ずるものとしております。

Ⅶ. 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

今後の長期的・安定的な事業展開に備え、企業体質の強化のために内部留保を高めつつ、株主各位に対して、安定的かつ継続的な配当と利益還元を行うことを基本方針としております。

当期末配当金につきましては、平成27年５月８日に発表の通り前期より１円増配し、17円と決定いたしました。これにより、中間配当金16円と合わせた年間配当金は、前年より２円増配の33円となります。

また、内部留保につきましては、グループ事業の拡大に向けた事業基盤強化のための投融資に有効活用いたします。

（注） 本事業報告中に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**64,336**	**流動負債**	**84,098**
現金及び預金	20,100	支払手形及び買掛金	33,030
受取手形及び売掛金	5,744	短期借入金	17,670
商品及び製品	28,218	1年内償還予定の社債	42
原材料及び貯蔵品	485	1年内返済予定の長期借入金	12,010
繰延税金資産	1,631	リース債務	1,052
その他	8,165	未払法人税等	2,601
貸倒引当金	△9	賞与引当金	2,164
固定資産	**181,050**	役員賞与引当金	161
有形固定資産	**140,260**	ポイント引当金	424
建物及び構築物	85,979	未回収商品券引当金	182
機械装置及び運搬具	2,914	その他	14,758
土地	36,146	**固定負債**	**70,407**
リース資産	6,751	社債	7,000
建設仮勘定	2,260	長期借入金	41,191
その他	6,206	リース債務	7,913
無形固定資産	**6,804**	繰延税金負債	312
のれん	248	役員退職慰労引当金	936
リース資産	68	退職給付に係る負債	2,714
その他	6,488	資産除去債務	4,606
投資その他の資産	**33,986**	預り保証金	5,600
投資有価証券	1,898	その他	131
長期貸付金	871	**負債合計**	**154,505**
繰延税金資産	4,143	**純資産の部**	
差入保証金	24,068	**株主資本**	**90,034**
その他	3,518	**資本金**	**11,916**
貸倒引当金	△515	**資本剰余金**	**12,699**
資産合計	**245,386**	**利益剰余金**	**66,834**
		自己株式	**△1,416**
		その他の包括利益累計額	**267**
		その他有価証券評価差額金	306
		繰延ヘッジ損益	4
		為替換算調整勘定	131
		退職給付に係る調整累計額	△175
		新株予約権	**38**
		少数株主持分	**540**
		純資産合計	**90,881**
		負債及び純資産合計	**245,386**

連結損益計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**454,052**
売上原価		**341,024**
売上総利益		**113,028**
営業収入		**16,511**
営業総利益		**129,539**
販売費及び一般管理費		**114,539**
営業利益		**15,000**
営業外収益		
受取利息	208	
受取配当金	31	
負ののれん償却額	41	
受取事務手数料	814	
受取賃貸料	993	
持分法による投資利益	34	
為替差益	248	
その他	1,196	3,569
営業外費用		
支払利息	801	
不動産賃貸原価	1,481	
その他	179	2,461
経常利益		**16,108**
特別利益		
固定資産売却益	3	
負ののれん発生益	116	
違約金収入	24	
補助金収入	577	
その他	43	765
特別損失		
固定資産売却損	55	
固定資産除却損	252	
減損損失	841	
固定資産圧縮損	572	
投資有価証券評価損	15	
その他	102	1,840
税金等調整前当期純利益		**15,032**
法人税、住民税及び事業税	5,276	
法人税等調整額	492	5,768
少数株主損益調整前当期純利益		**9,264**
少数株主利益		49
当期純利益		**9,214**

貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**45,782**	**流動負債**	**69,781**
現金及び預金	14,248	買掛金	20,973
売掛金	3,612	短期借入金	12,160
商品	15,118	関係会社短期借入金	15,999
貯蔵品	157	1年内返済予定の長期借入金	8,575
前払費用	1,487	リース債務	291
繰延税金資産	842	未払金	3,427
関係会社短期貸付金	5,569	未払法人税等	299
未収入金	4,487	未払消費税等	2,378
その他	257	未払費用	1,928
固定資産	**141,597**	前受金	399
有形固定資産	**99,242**	商品券	509
建物	54,366	預り金	975
構築物	6,957	賞与引当金	1,321
機械及び装置	994	役員賞与引当金	100
車両運搬具	27	ポイント引当金	37
器具及び備品	4,114	未回収商品券引当金	182
土地	29,405	設備支払手形	169
リース資産	2,122	営業外電子記録債務	37
建設仮勘定	1,253	その他	13
無形固定資産	**4,999**	**固定負債**	**56,770**
のれん	37	社債	7,000
借地権	4,340	長期借入金	35,055
商標権	4	関係会社長期借入金	100
ソフトウエア	558	リース債務	2,799
電話加入権	58	長期前受金	245
投資その他の資産	**37,355**	退職給付引当金	1,641
投資有価証券	972	役員退職慰労引当金	560
関係会社株式	13,070	資産除去債務	2,809
出資金	4	預り保証金	6,558
関係会社出資金	45	**負債合計**	**126,552**
関係会社長期貸付金	4,285	**純資産の部**	
長期前払費用	1,592	**株主資本**	**60,502**
繰延税金資産	2,486	**資本金**	**11,916**
差入保証金	15,646	**資本剰余金**	**12,706**
その他	575	資本準備金	12,670
貸倒引当金	△1,322	その他資本剰余金	35
		利益剰余金	**37,295**
		利益準備金	322
		その他利益剰余金	36,973
		建物圧縮積立金	72
		別途積立金	26,700
		繰越利益剰余金	10,201
		自己株式	**△1,416**
		評価・換算差額等	**286**
		その他有価証券評価差額金	286
		新株予約権	**38**
		純資産合計	**60,827**
資産合計	**187,380**	**負債及び純資産合計**	**187,380**

損　益　計　算　書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		**316,199**
売上原価		**236,152**
売上総利益		**80,046**
営業収入		17,107
営業総利益		**97,154**
販売費及び一般管理費		**91,659**
営業利益		**5,494**
営業外収益		
受取利息	223	
受取配当金	983	
受取事務手数料	632	
受取賃貸料	1,231	
その他	960	4,031
営業外費用		
支払利息	457	
不動産賃貸原価	1,037	
未回収商品券引当金繰入額	33	
その他	111	1,640
経常利益		**7,885**
特別利益		
補助金収入	493	
その他	64	558
特別損失		
固定資産売却損	53	
固定資産除却損	38	
減損損失	692	
貸倒引当金繰入額	860	
固定資産圧縮損	489	
その他	88	2,221
税引前当期純利益		**6,221**
法人税、住民税及び事業税	1,624	
法人税等調整額	816	2,440
当期純利益		**3,781**

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

平成27年５月22日

株式会社　バロー
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　渡辺　眞吾　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　倉持　直樹　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社バローの平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社バロー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

平成27年５月22日

株式会社　バロー
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　渡辺　眞吾　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　倉持　直樹　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社バローの平成26年４月１日から平成27年３月３１日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書（謄本）

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第58期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役の全員一致した意見として、本監査報告書を作成し、次のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と緊密な意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会及び部長会等の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、稟議書等の重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社を訪問して、事業の実際を調査するとともに報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2.　監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロに掲げる各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月25日

株式会社バロー　監査役会

常勤監査役　久保香一郎　㊞

常勤監査役　佐々木　公　㊞

社外監査役　市川康夫　㊞

社外監査役　豊田　滋　㊞

社外監査役　廣田輝夫　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　持株会社体制への移行に伴う当社子会社との吸収分割契約承認の件

１．吸収分割を行う理由

当社は、製造から流通・販売までを一貫して担う「製造小売業」としてのビジネスモデル構築に向け、小売事業から派生した物流事業、食品製造業、アグリ事業などの多様な事業を創出し、各々の自律性を重視しながら、企業規模を拡大してまいりました。しかし近年、国内市場の縮小、調達・建築コストの上昇及び人材確保難、業態間競争や業界再編の進展など、当社を取り巻く経営環境は急速に変化し、今後より一層厳しさを増すと予見されます。

このような環境下において、当社が持続的な成長を実現し、企業価値の最大化を図るためには、全体最適を鑑み、機動的かつ柔軟な経営判断を可能にするグループ運営体制を構築することが望ましいと判断し、持株会社体制へ移行することといたしました。

持株会社への移行のため、当社は、第３号議案「持株会社体制への移行に伴う定款一部変更の件」の承認及び吸収分割の効力発生を条件として、平成27年10月１日（予定）をもって、当社100％子会社である２社（株式会社スーパーマーケットバロー分割準備会社及び株式会社ホームセンターバロー分割準備会社（以下、各会社を個別に「承継会社」または「各承継会社」といいます。））に対し、当社の事業を承継させる吸収分割契約（以下、「本件分割」といいます。）を行うため、平成27年５月８日付けで各承継会社と吸収分割契約（以下、「本件吸収分割契約」といいます。）を締結いたしました。

本議案は、上記本件吸収分割契約の締結についてご承認をお願いするものであります。

２．本件吸収分割契約の内容の概要

各承継会社と締結した分割契約の内容は、次のとおりであります。

(1)「吸収分割契約書(写)」（株式会社スーパーマーケットバロー分割準備会社）

吸収分割契約書

株式会社バロー（以下「甲」という。）及び株式会社スーパーマーケットバロー分割準備会社（以下「乙」という。）は、スーパーマーケット事業（以下「本件事業」という。）に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）に関し、次のとおり分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条（目的）
　甲（吸収分割会社）は、吸収分割の方法により、本件事業に関して甲が有する権利義務を、乙（吸収分割承継会社）に承継させ、乙はこれらを承継する。
（甲）吸収分割会社
　　商号：株式会社バロー
　　住所：岐阜県恵那市大井町１８０番地の１
（乙）吸収分割承継会社
　　商号：株式会社スーパーマーケットバロー分割準備会社
　　住所：岐阜県多治見市大針町６６１番地の１
（分割対象事業）
　　甲が行うスーパーマーケット事業
第２条（承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務）
１．乙が本件分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下「本承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継対象権利義務明細」記載のとおりとする。
２．前項にかかわらず、本承継対象権利義務のうち、（ⅰ）法令、条例等により本件分割による承継ができないもの、又は（ⅱ）本件分割による承継に関し契約上の定めに基づき重大な支障が生じ若しくは生じる可能性があるものについては、甲及び乙協議の上、これを承継対象から除外することができる。
３．第１項の規定による甲から乙への債務の承継については、すべて重畳的債務引受の方法によるものとする。なお、承継債務に係る甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、甲が履行その他の方法により債務を消滅させたときは、甲は、乙に対し、求償するものとする。
第３条（吸収分割に際して交付する金銭等）
　乙は、本件分割に際して、乙の普通株式１，８００株を発行し、甲に対し、本承継対象権利義務の対価として、そのすべてを割当交付する。
第４条（乙の資本金等の額）
　本件分割により増加する乙の資本金、資本準備金、その他資本剰余金、利益準備金及びその他利益剰余金の額は、次のとおりとする。ただし、本件分割の効力発生日における本件事業における資産及び負債の状態により、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。
(1) 資本金　　９０百万円
(2) 資本準備金　　１００百万円
(3) その他資本剰余金　　株主資本等変動額から、前各号の額を減じて得た額
(4) 利益準備金　　０円
(5) その他利益剰余金　　０円
第５条（株主総会の承認）
１．甲は効力発生日の前日までに、株主総会を開催し、本契約の承認及び本件分割に必要な事項に関する決議を求める。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。
２．乙は効力発生日の前日までに、株主総会を開催し、本件分割に必要な事項に関する決議を求める。

第６条（効力発生日）
　本件分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成２７年１０月１日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。
第７条（競業避止義務）
　甲は、本件分割後においても、本件事業について競業避止義務を負わず、同種の事業を営むことができる。
第８条（会社財産の管理等）
　甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙協議の上、これを行うものとする。
第９条（本契約の条件変更及び解除）
１．本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、法令に定める関係諸官庁等の承認が得られなかった場合、又は本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本件分割の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙協議の上、本件分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。
２．本契約は、第５条により甲及び乙のいずれもの株主総会において本契約による会社分割が承認されることを停止条件として、効力を生じる。
第１０条（その他）
　本契約に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書２通を作成し、甲及び乙は記名捺印の上、各１通を保有する。

平成２７年５月８日

（甲）岐阜県恵那市大井町１８０番地の１
　　株式会社バロー
　　代表取締役社長　　田代　正美㊞

（乙）岐阜県多治見市大針町６６１番地の１
　　株式会社スーパーマーケットバロー分割準備会社
　　代表取締役社長　　田代　正美㊞

（別紙）

承継対象権利義務明細

乙が本件分割により甲から承継する本承継対象権利義務は、本件分割の効力発生日において甲の本件事業に属する、次に記載する資産、債務、雇用契約その他の権利義務とする。

なお、承継する権利義務のうち資産及び負債については、以下の記載は平成２７年３月３１日現在の貸借対照表を基礎とするものであり、本件分割の効力発生日前日までに増減した場合には増減分を含むものとする。

１．承継する資産

本件事業に属する以下の資産

(1) 流動資産

効力発生日における本件事業に係る以下の資産。

現金及び預金、両替準備金、売掛金、商品、貯蔵品、立替金、前払費用、未収入金等

(2) 固定資産

効力発生日における本件事業に係る以下の資産。

機械及び装置、器具備品、車両運搬具等（不動産及び知的財産権は含まない。）

２．承継する負債

本件事業に属する以下の負債

(1) 流動負債

効力発生日における本件事業に係る以下の負債。

買掛金、リース債務、未払金、未払費用、賞与引当金（パートタイム従業員に係るもの）等

(2) 固定負債

効力発生日における本件事業に係る以下の負債。

長期リース債務等

３．雇用契約等
(1) 雇用契約
本件分割の効力発生日における甲の従業員の労働契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生する権利義務の承継は、次のとおりとする。
① 本件事業に主として従事する「パートタイム従業員及びアルバイト従業員」について
本件分割によって乙に承継する。
② ①以外の従業員について
本件分割によっては乙に承継しない。なお、甲は、本件分割の効力発生日において本件事業に主として従事する甲の従業員（パートタイム従業員及びアルバイト従業員を除く）を、甲に在籍させたまま乙に出向させ、以降、乙において本件事業に従事させるものとする。
(2) 労働協約
甲がバローグループユニオンとの間で締結している労働協約は、本件分割の効力発生後において、甲とバローグループユニオン、乙とバローグループユニオンのそれぞれの間で、引き続き同一内容で効力を有する。
４．知的財産
本件分割の効力発生日において本件事業に属する甲の特許、商標、意匠、著作に関する権利を含む一切の知的財産は、本件分割によって乙に承継しない。
なお、乙が本件事業の継続に必要なものについては、別途協議の上甲が乙にその使用を許諾する。
５．雇用契約以外の契約
本件事業に関して甲が締結した売買契約、取引基本契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約その他本件事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務は、本件分割によって乙に承継する。ただし、法人格が変わることに対し移転が認められないもの、契約上移転できないもの、許認可等の再取得が必要なもののうち本件分割の効力発生日までに必要な対応が完了できなかったもの及び乙に引き継がないものとして甲乙間で合意したものを除く。
６．許認可等
本件事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能なものは、本件分割によって乙に承継する。ただし、甲が引き続き保有する必要のあるものを除く。

以上

(2)「吸収分割契約書(写)」(株式会社ホームセンターバロー分割準備会社)

吸収分割契約書

株式会社バロー（以下「甲」という。）及び株式会社ホームセンターバロー分割準備会社（以下「乙」という。）は、ホームセンター事業及びペットショップ事業（以下「本件事業」という。）に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割(以下「本件分割」という。）に関し、次のとおり分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条（目的）
　甲（吸収分割会社）は、吸収分割の方法により、本件事業に関して甲が有する権利義務を、乙（吸収分割承継会社）に承継させ、乙はこれらを承継する。
（甲）吸収分割会社
　　商号：株式会社バロー
　　住所：岐阜県恵那市大井町１８０番地の１
（乙）吸収分割承継会社
　　商号：株式会社ホームセンターバロー分割準備会社
　　住所：岐阜県多治見市大針町６６１番地の１
（分割対象事業）
　　甲が行うホームセンター事業及びペットショップ事業
第２条（承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務）
１．乙が本件分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下、「本承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継対象権利義務明細」記載のとおりとする。
２．前項にかかわらず、本承継対象権利義務のうち、（ｉ）法令、条例等により本件分割による承継ができないもの、又は（ⅱ）本件分割による承継に関し契約上の定めに基づき重大な支障が生じ若しくは生じる可能性があるものについては、甲及び乙協議の上、これを承継対象から除外することができる。
３．第１項の規定による甲から乙への債務の承継については、すべて重畳的債務引受の方法によるものとする。なお、承継債務に係る甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、甲が履行その他の方法により債務を消滅させたときは、甲は、乙に対し、求償するものとする。
第３条（吸収分割に際して交付する金銭等）
　乙は、本件分割に際して、乙の普通株式１，８００株を発行し、甲に対し、本承継対象権利義務の対価として、そのすべてを割当交付する。
第４条（乙の資本金等の額）
　本件分割により増加する乙の資本金、資本準備金、その他資本剰余金、利益準備金及びその他利益剰余金の額は、次のとおりとする。ただし、本件分割の効力発生日における本件事業における資産及び負債の状態により、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。
(1) 資本金　　９０百万円
(2) 資本準備金　　１００百万円
(3) その他資本剰余金　　株主資本等変動額から、前各号の額を減じて得た額
(4) 利益準備金　　０円
(5) その他利益剰余金　　０円
第５条（株主総会の承認）
１．甲は効力発生日の前日までに、株主総会を開催し、本契約の承認及び本件分割に必要な事項に関する決議を求める。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。
２．乙は効力発生日の前日までに、株主総会を開催し、本件分割に必要な事項に関する決議を求める。

第６条（効力発生日）
　本件分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成２７年１０月１日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。
第７条（競業避止義務）
　甲は､本件分割後においても､本件事業について競業避止義務を負わず、同種の事業を営むことができる。
第８条（会社財産の管理等）
　甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙協議の上、これを行うものとする。
第９条（本契約の条件変更及び解除）
１．本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、法令に定める関係諸官庁等の承認が得られなかった場合、又は本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本件分割の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙協議の上、本件分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。
２．本契約は、第５条により甲及び乙のいずれもの株主総会において本契約による会社分割が承認されることを停止条件として、効力を生じる。
第１０条（その他）
　本契約に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書２通を作成し、甲及び乙は記名捺印の上、各１通を保有する。

平成２７年５月８日

（甲）岐阜県恵那市大井町１８０番地の１
　　株式会社バロー
　　代表取締役社長　　田代　正美㊞

（乙）岐阜県多治見市大針町６６１番地の１
　　株式会社ホームセンターバロー分割準備会社
　　代表取締役社長　　田代　正美㊞

（別紙）

承継対象権利義務明細

乙が本件分割により甲から承継する本承継対象権利義務は、本件分割の効力発生日において甲の本件事業に属する、次に記載する資産、債務、雇用契約その他の権利義務とする。

なお、承継する権利義務のうち資産及び負債については、以下の記載は平成２７年３月３１日現在の貸借対照表を基礎とするものであり、本件分割の効力発生日前日までに増減した場合には増減分を含むものとする。

１．承継する資産

本件事業に属する以下の資産

(1) 流動資産

効力発生日における本件事業に係る以下の資産。

現金及び預金、両替準備金、売掛金、商品、貯蔵品、立替金、前払費用、未収入金等

(2) 固定資産

効力発生日における本件事業に係る以下の資産。

器具備品、車両運搬具等（不動産及び知的財産権は含まない。）

２．承継する負債

本件事業に属する以下の負債

(1) 流動負債

効力発生日における本件事業に係る以下の負債。

買掛金、未払金、未払費用、前受金、預り金、賞与引当金（パートタイム従業員に係るもの）、ポイント引当金等

(2) 固定負債

効力発生日における本件事業に係る以下の負債。

役員退職慰労引当金等

３．雇用契約等

(1) 雇用契約

本件分割の効力発生日における甲の従業員の労働契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生する権利義務の承継は、次のとおりとする。

① 本件事業に主として従事する「パートタイム従業員及びアルバイト従業員」について

本件分割によって乙に承継する。

② ①以外の従業員について

本件分割によっては乙に承継しない。なお、甲は、本件分割の効力発生日において本件事業に主として従事する甲の従業員（パートタイム従業員及びアルバイト従業員を除く）を、甲に在籍させたまま乙に出向させ、以降、乙において本件事業に従事させるものとする。

(2) 労働協約

甲がバローグループユニオンとの間で締結している労働協約は、本件分割の効力発生後において、甲とバローグループユニオン、乙とバローグループユニオンのそれぞれの間で、引き続き同一内容で効力を有する。

４．知的財産
本件分割の効力発生日において本件事業に属する甲の特許、商標、意匠、著作に関する権利を含む一切の知的財産は、本件分割によって乙に承継しない。
なお、乙が本件事業の継続に必要なものについては、別途協議の上甲が乙にその使用を許諾する。
５．雇用契約以外の契約
本件事業に関して甲が締結した売買契約、取引基本契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約その他本件事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務は、本件分割によって乙に承継する。ただし、法人格が変わることに対し移転が認められないもの、契約上移転できないもの、許認可等の再取得が必要なもののうち本件分割の効力発生日までに必要な対応が完了できなかったもの及び乙に引き継がないものとして甲乙間で合意したものを除く。
６．許認可等
本件事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能なものは、本件分割によって乙に承継する。ただし、甲が引き続き保有する必要のあるものを除く。

以上

３．吸収分割承継会社が当社に対して事業に関する権利義務に代えて交付する株式の数及び吸収分割承継会社の資本金・資本準備金の額の相当性に関する事項

(1) 交付する株式数に関する事項

① 当社は、平成27年10月１日を効力発生日とする吸収分割により、スーパーマーケット事業に関する権利義務について、当社の100％子会社である株式会社スーパーマーケットバロー分割準備会社に対して、当社との間で締結した平成27年５月８日付の吸収分割契約に従い承継させることとし、当社は承継会社である株式会社スーパーマーケットバロー分割準備会社との間において、承継会社が新たに普通株式1,800株を発行し、その全てを吸収分割会社である当社に割当交付いたします。

② 当社は、平成27年10月１日を効力発生日とする吸収分割により、ホームセンター事業・ペットショップ事業に関する権利義務について、当社の100％子会社である株式会社ホームセンターバロー分割準備会社に対して、当社との間で締結した平成27年５月８日付の吸収分割契約に従い承継させることとし、当社は承継会社である株式会社ホームセンターバロー分割準備会社との間において、承継会社が新たに普通株式1,800株を発行し、その全てを吸収分割会社である当社に割当交付いたします。

各承継会社は当社の100%子会社であり、本件分割に際して承継会社が新たに発行する株式の全部を当社に交付するため、各承継会社が発行する株式数については、両社で協議の上決定しており、相当であると判断いたしました。

(2) 資本金及び準備金の額に関する事項

各承継会社が各吸収分割に際して増加させる資本金及び準備金の額は、次のとおりであり、各吸収分割後の各承継会社の事業内容及び当社から承継する資産及び負債に照らして相当な額であると判断いたしました。

承継会社	資本金	資本準備金
株式会社スーパーマーケットバロー分割準備会社	90百万円	100百万円
株式会社ホームセンターバロー分割準備会社	90百万円	100百万円

4．各承継会社の計算書類等の内容

(1) 株式会社スーパーマーケットバロー分割準備会社

株式会社スーパーマーケットバロー分割準備会社は、平成27年４月１日に成立した会社であるため、確定最終年度はありません。同社の成立の日現在における貸借対照表の内容は以下のとおりです。

貸借対照表

平成27年４月１日現在

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（純資産の部）	
流動資産		株主資本	
現金及び預金	10	資本金	10
資産合計	10	純資産合計	10

(2) 株式会社ホームセンターバロー分割準備会社

株式会社ホームセンターバロー分割準備会社は、平成27年４月１日に成立した会社であるため、確定最終年度はありません。同社の成立の日現在における貸借対照表の内容は以下のとおりです。

貸借対照表
平成27年４月１日現在

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（純資産の部）	
流動資産		株主資本	
現金及び預金	10	資本金	10
資産合計	10	純資産合計	10

５．吸収分割当事会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等

(1) 各承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はございません。

(2) 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はございません。

以上

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

(1) 将来の機動的な資本政策のため、平成27年6月25日をもって現行定款第６条（発行可能株式総数）を200,000,000株に変更するものであります。

(2) 社外取締役の登用を含めた取締役の監督機能の強化及び経営体制の強化を図るため、平成27年6月25日をもって現行定款第18条（取締役の員数）を15名以内から20名以内に変更するものであります。

(3) 社外取締役など業務執行を行わない取締役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、平成27年6月25日をもって定款第27条（取締役の責任免除）を新設するものであります。なお、この規定の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

(4) 社外監査役として適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、平成27年6月25日をもって定款第35条（社外監査役の責任免除）を新設するものであります。

(5) 上記（３）及び（４）の新設により、条数の繰り下げを行うものであります。

２．変更の内容

変更内容は、次のとおりであります。

（下線は、変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第６条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、112,800,000 株とする。	第６条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、200,000,000 株とする。
第７条～第17条（条文省略）	第７条～第17条（現行どおり）
第18条（取締役の員数） 当会社の取締役は15名以内とする。	第18条（取締役の員数） 当会社の取締役は20名以内とする。
第19条～第26条（条文省略）	第19条～第26条（現行どおり）

現行定款	変更案
（新設）	第27条（取締役の責任免除） 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、業務執行取締役等でない取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第27条～第33条（条文省略）	第28条～第34条（現行どおり）
（新設）	第35条（社外監査役の責任免除） 当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第34条～第37条（条文省略）	第36条～第39条（現行どおり）

第３号議案　持株会社体制への移行に伴う定款一部変更の件

１．変更の理由

当社は第１号議案「持株会社体制への移行に伴う当社子会社との吸収分割契約承認の件」に上程しておりますとおり、平成27年10月1日をもって持株会社体制に移行する予定であります。これに伴い、商号及び事業目的を変更するため、現行定款の第１条（商号）及び第２条（目的）について所要の変更及び一部追加を行うものであります。

２．変更の内容

変更内容は、次のとおりであります。なお、これらの変更は、第１号議案の吸収分割契約が承認可決され、吸収分割の効力が生ずることを条件として、その効力が生ずるものといたします。

（下線は、変更部分を示します。）

本株主総会第２号議案による変更後の定款	変更案
第１条（商　号） 当会社は株式会社バロー（英文ではVALOR CO., LTD.）と称する。	第１条（商　号） 当会社は株式会社バローホールディングス（英文ではVALOR HOLDINGS CO.,LTD.）と称する。
第２条（目　的） 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １．下記物品の小売およびこれに関連する物品の製造、加工、卸売ならびに輸出入。 (1) 呉服、洋服、寝装品および衣料品、その他各種繊維製品。 (2) 農産食品類、畜産食品類、水産食品類、缶・瓶詰食品類、調味食品類、飲食品類、各種菓子類、その他各種食料品。 (3) 酒類、塩、煙草、切手、印紙、および富くじ。 (4) 洗剤、化粧品、医薬品、医薬部外品、医療用具、石油、ガソリン、ガス類、肥料ならびに農薬。	第２条（目　的） 当会社は、下記の事業を営むことならびに下記の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を取得・所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。 １．関係会社の経営戦略の策定および経営システムの構築。 ２．関係会社に対する経営指導および技術指導。 ３．関係会社の経理・会計業務の受託。 ４．関係会社の従業員の人事・労務・福利厚生・教育研修業務の受託。 ５．有価証券の売買とその保有ならびに有価証券指数取引および有価証券オプション取引。

本株主総会第２号議案による変更後の定款	変更案
(5) 皮革製品、履物、小間物、荒物、古物、陶磁器、ガラス製品、建材用品類、園芸用品、農業資材、建設用機械、農業用機械、大工用品類、工具、建築・金物用品、室内装飾品、家庭電化製品、ガス器具、石油器具、スポーツ用品、事務用機械器具、各種事務用品、玩具、レジャー用品、カー用品、オートバイ、各種運搬具、ボート、小型船舶、手芸用品、楽器、レコード、カセットテープ、ビデオテープ、コンパクトディスク、光学機器、日用雑貨品、書籍および雑誌、家具、その他住居関連品。 (6) 貴金属、アクセサリー、眼鏡、時計、カメラ用品、美術工芸品および鍵。 ２．ホテル、食堂、喫茶の経営。 ３．ゲーム遊戯施設、スポーツ施設の経営および賃貸借。 ４．レコード、カセットテープ、ビデオテープ、コンパクトディスク、ＤＶＤ、その他音楽映像等関連品の賃貸業。 ５．什器備品売買、不動産賃貸借および管理業。 ６．宣伝車による広告宣伝に関する事業。 ７．ゴルフ会員権の売買。 ８．電気料金、電話料金およびガス料金等の集金代行。 ９．情報処理サービス業および情報提供サービス業。	６．企業の事業譲渡、資産売買、資本参加、業務提携および合併に関する斡旋ならびに仲介。 ７．事業企画、調査、システム設計。 ８．情報処理サービス、情報提供サービスおよびソフトウェアの開発。 ９．下記物品の小売およびこれに関連する物品の製造、加工、卸売ならびに輸出入業。 (1) 呉服、洋服、寝装品および衣料品、その他各種繊維製品。 (2) 農産食品類、畜産食品類、水産食品類、缶・瓶詰食品類、調味食品類、飲食品類、各種菓子類、その他各種食料品。 (3) 酒類、塩、煙草、切手、印紙、および宝くじ。 (4) 洗剤、化粧品、医薬品、医薬部外品、医療用具、介護福祉用品、石油、ガソリン、ガス類、肥料、農薬、毒物・劇薬、化学工業薬品。 (5) 建築資材、建設用機械、大工用品類、工具、脚立、建築・金物用品、塗料。 (6) 園芸用品、農業用資材、農業用機械、農具。 (7) 皮革製品、履物、雨具類、鞄、装身具。 (8) 小間物、荒物、陶磁器、ガラス製品、梱包・包装用品、清掃器具、手芸用品、ギフト用品、防災用品、日用雑貨品、その他住居関連品。

本株主総会第２号議案による変更後の定款	変更案
10．各種企業の経営指導のための企業管理、経営受託。 11．ペット動物の繁殖および訓練ならびに販売。 12．ペット動物およびペット飼育関連用品の輸出入ならびに販売。 13．旅行代理店業務。 14．カルチャー教室の経営。 15．スポーツ、コンサート、映画、演劇の各前売券販売および宅配便、写真の現像、クリーニングの各取次業。 16．住宅設備機器の販売および取付工事の請負ならびに施工。 17．建築および土木の設計監理ならびに施工。 18．自動車、オートバイ、自転車、各種運搬具の修理・点検および車検代行業務。 19．１号に掲げる商品の貨物運送・倉庫業。 20．以上に付帯または関連する一切の事業。	(9) 文房具、事務用機械器具、各種事務用品、パソコン用品、ＣＤ・ＤＶＤ等の電磁的記録媒体。 (10)家庭用電化製品、ガス器具、石油器具、家具、室内装飾品。 (11)玩具、楽器、スポーツ用品、レジャー用品、リラグゼーション機械器具。 (12)自転車、オートバイ、ボート、小型船舶、各種運搬具、カー用品。 (13)ＣＤ・ＤＶＤ等の音楽・映像ソフトおよびレコード・音楽テープ等録音物、書籍、雑誌。 (14)貴金属、アクセサリー、眼鏡、時計、カメラ等の光学機器、携帯電話、美術工芸品、鍵。 (15)飼料、生花、園芸種苗、エクステリア関連商品。 10．惣菜、弁当、パン・サンドウィッチ・米飯、漬物等の製造。 11．古物品の売買ならびに仲介。 12．商品券・プリペイドカード・ポイントカードの発行、販売ならびに電子的価値情報の発行、販売および管理。 13．什器備品の売買。 14．通信販売業務。 15．インターネットホームページ等を媒体とする仮想店舗の経営。 16．ホテル、レストラン、飲食店、喫茶店、ベーカリーショップの経営。 17．遊戯施設、スポーツ施設の経営および賃貸借。 18．スポーツ教室、カルチャー教室の経営。 19．ＣＤ、ＤＶＤ、その他音楽映像等関連品の賃貸業。

本株主総会第２号議案による変更後の定款	変更案
	20．旅行代理店業務。 21．ペット動物の繁殖・訓練および販売ならびに預り・宿泊。 22．ペット動物およびペット飼育関連用品の輸出入ならびに販売。 23．動物医薬品の卸売および販売。 24．住宅設備機器の販売および取付工事の請負ならびに施工。 25．引越の請負、家事サービス。 26．セキュリティー機器の卸、販売、取付工事。 27．害虫、ねずみ、ごきぶり等の駆除および防除業務。 28．介護支援、介護予防サービス業。 29．福祉用具のレンタル・販売サービス業。 30．自動車、オートバイ、自転車、各種運搬具の修理・点検および車検代行業務。 31．電気料金、電話料金およびガス料金等の集金代行。 32．スポーツ、コンサート、映画、演劇の各前売券販売および宅配便、写真の現像、クリーニングの各取次業。 33．複写機・ファクシミリ・電話の利用サービスの提供。 34．金銭の貸付、金銭の貸借の媒介および保証ならびにクレジットカード取扱業、ローン提携販売に対する融資ならびに割賦購入の斡旋その他金融業。 35．不動産の売買、賃貸借およびその仲介、管理、保有ならびに運用。 36．ドラッグストアの経営。

本株主総会第２号議案による変更後の定款	変更案
	37．医薬品の処方箋に基づく調剤業。 38．冷凍冷蔵業。 39．貨物運送、倉庫業、荷造包装業、一般区域貨物自動車運送業。 40．海上運送業。 41．物流センターの管理運営および物流情報の収集処理業務。 42．ゴルフ会員権の売買。 43．各種スポーツ指導者の養成および斡旋。 44．各種スポーツの催し物、コンサート、映画・ＤＶＤ・絵画の鑑賞会、商品展示会、産業技術競技会、ツアーの企画・募集、室内外講習会および慶事・催事の会食会。 45．映画、ＤＶＤ、システムソフトウェア等映像の媒体物、ＣＤ、ミュージックテープ等音の媒体物の企画、制作、配給。 46．エステ、マッサージ、指圧の施術所の経営。 47．温泉浴場施設およびサウナ風呂の経営。 48．託児施設の運営。 49．冠婚葬祭その他祝事披露宴、パーティ、会議、催事の設営および配膳の請負。 50．一般雑誌、書籍、広告物の企画、編集、出版。 51．建築工事、内装仕上工事、塗装工事、空調設備工事、電気設備工事、冷蔵・冷凍設備工事、衛生設備工事、給排水設備工事、消火・防災設備工事、厨房設備工事、換気設備工事、エクステリア工事、造成・造園工事、とび・土木工事の設計、施工、監督、メンテナンスならびに請負業。

本株主総会第２号議案による変更後の定款	変更案
	52．設備、機械装置の保守管理業。 53．総合警備保障業、建築物・構築物等の清掃業、ビルメンテナンス業。 54．ガソリンスタンドの経営。 55．クリーニング業。 56．カタログ、パンフレット、チラシ、包装紙、値札類、紙袋および伝票類の印刷製本。 57．一般廃棄物・産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の収集および処理業。 58．農作業の受託事業。 59．内水面養殖業、海水面養殖業。 60．牧場の経営。 61．損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく損害保険代理業および生命保険募集業、その他保険媒介代理業、保険サービス業。 62．損害保険会社に対する特定金融商品取引業務（金融商品取引法第３３条の８第２項）の委託の斡旋および支援。 63．広告宣伝業。 64．各種レンタル、リース業。 65．経営コンサルタントその他各種コンサルタント業。 66．各事業部門におけるフランチャイズ事業。 67．発電および売電業。 68．人材派遣業。 69．有料職業紹介業。 70．以上に付帯または関連する一切の事業。

本株主総会第２号議案による変更後の定款	変更案
第３条～第39条（条文省略）	第３条～第39条(現行どおり)
（新設）	(附則) 第１条　第1条（商号）および第２条（目的）の変更は、平成27年10月１日をもって効力が生じるものとする。 第２条　前条および本条は、平成27年10月1日の経過をもってこれを削るものとする。

第４号議案　取締役17名選任の件

取締役全員（13名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、第２号議案の定款一部変更の件が承認可決されることを条件として、社外取締役の登用による取締役の監督機能の強化及び経営体制の強化を図るため取締役17名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	田代　正美（たしろ　まさみ） (昭和22年６月９日生)	昭和52年４月　当社入社 昭和54年11月　当社取締役 昭和59年11月　当社常務取締役 平成２年10月　当社専務取締役 平成６年６月　当社代表取締役社長 平成27年４月　当社代表取締役会長兼社長（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社アクトス代表取締役会長 株式会社岐東ファミリーデパート代表取締役会長 株式会社ビックポンドストアー代表取締役社長 中部薬品株式会社取締役会長 株式会社食鮮館タイヨー代表取締役社長	株 1,570,246

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
			株
2	中村 純二（なかむら じゅんじ） (昭和27年７月11日生)	昭和51年７月　当社入社 平成13年６月　当社取締役SM営業部長 平成18年６月　当社常務取締役SM事業統括本部長兼SM営業部長 平成22年３月　当社専務取締役（現任） 平成26年１月　当社SM事業統括本部長 平成27年４月　当社開発統括本部長兼用地開発部長（現任） （重要な兼職の状況） 中部開発株式会社代表取締役社長	26,240
3	篠花 明（しのはな あきら） (昭和47年９月25日生)	平成18年５月　当社入社 平成20年10月　当社SM営業部 地区長 平成21年７月　当社SM営業部 部長代理 平成23年２月　当社SM営業部長 平成26年６月　当社取締役 平成27年４月　当社常務取締役管理本部長兼総務部長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社バローファーム海津代表取締役社長	8,400
4	鈴木 一宏（すずき かずひろ） (昭和29年６月28日生)	昭和53年４月　当社入社 平成11年１月　当社SM商品部長 平成14年６月　当社取締役 平成22年３月　当社常務取締役（現任） 平成22年３月　当社SM商品統括本部長 （重要な兼職の状況） 株式会社主婦の店商事中部本社代表取締役社長 株式会社ダイエンフーズ代表取締役社長 株式会社Ｖソリューション代表取締役社長 株式会社中部大誠代表取締役社長 VALOR INTERNATIONAL USA INC. 代表取締役社長	7,000

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	志津 幸彦（しづ ゆきひこ） (昭和30年12月15日生)	平成元年６月　当社入社 平成17年１月　当社財務部長 平成18年６月　当社取締役（現任） 平成24年６月　当社財務本部長兼財務部長 平成26年４月　当社財務本部長兼財務部長兼情報システム部長 平成27年４月　当社財務経理部長兼情報システム部長（現任）	7,600株
6	安原 千佳世（やすはら ちかよ） (昭和28年３月２日生)	昭和51年４月　農林中央金庫入庫 平成15年９月　同庫審査第一部長 平成17年２月　同庫事業再生部長 平成18年６月　協同乳業株式会社常務取締役 平成24年６月　当社取締役（現任） 当社経理部長 平成26年６月　当社開発統括本部長兼用地開発部長 平成27年４月　当社企画部長兼社長室長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社牧歌コーポレーション代表取締役社長	―
7	今井 俊幸（いまい としゆき） (昭和34年３月26日生)	昭和57年３月　当社入社 平成14年10月　当社企業設計統括本部長兼総務部長 平成15年６月　当社取締役（現任） 平成27年４月　当社総務部人事担当部長（現任）	3,120

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
8	山下 隆夫（やました たかお） (昭和33年12月24日生)	昭和53年12月　株式会社富士屋入社 平成10年１月　当社HC営業部 部長 平成20年５月　当社HC事業統括本部長代理 平成22年６月　当社取締役（現任） 当社HC事業統括本部長兼HC営業部長 平成26年１月　当社HC事業統括本部長兼HC商品部長（現任）	株 18,600
9	伊藤 正彦（いとう まさひこ） (昭和40年８月14日生)	昭和61年８月　当社入社 平成11年１月　当社SM営業部 地区長 平成21年３月　当社SM美濃加茂店 店長 平成23年６月　当社取締役（現任） 平成26年１月　当社SM営業部 EDLP事業部長 平成26年５月　当社SM営業部EDLP事業部長兼水産部長（現任）	600
10	和賀登 盛作（わがと もりさく） (昭和34年５月４日生)	昭和58年12月　株式会社富士屋入社 平成12年１月　当社HC商品部 部長 平成16年７月　当社HC営業部 部長 平成20年５月　当社HC稲沢平和店 店長 平成23年６月　当社取締役（現任） 平成26年１月　当社HC営業部長（現任）	8,400
11	三宅 泰徳（みやけ やすのり） (昭和30年２月21日生)	昭和62年１月　フジパン株式会社入社 平成21年９月　フジパングループ本社株式会社代表取締役社長 平成23年12月　当社入社 戦略事業統括本部長（現任） 平成24年６月　当社取締役（現任）	―
12	横山 悟（よこやま さとる） (昭和31年２月21日生)	平成６年４月　当社入社 平成10年１月　株式会社アクトス代表取締役社長 平成18年６月　当社取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社アクトス代表取締役社長 株式会社タチヤ代表取締役会長	3,740

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
13 ※	米山　智 （よねやま　さとし） (昭和47年８月13日生)	平成21年４月　ワタミフードサービス株式会社入社 経営企画部長 平成22年４月　同社執行役員CFO・経営企画本部長 平成23年４月　ワタミ株式会社執行役員総合企画室長 平成25年１月　フロンティア・マネジメント株式会社入社 平成26年１月　当社入社 平成26年８月　当社SM商品部 部長代理 平成27年４月　当社SM事業統括本部長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社福井中央漬物代表取締役社長	株 ―株
14 ※	設楽雅美 （したら　まさみ） (昭和33年１月30日生)	昭和56年４月　当社入社 平成８年４月　当社SM第二商品部課長 平成22年３月　当社広域流通部長 平成26年７月　当社SM商品部長（現任）	11,000株
15 ※	森克幸 （もり　かつゆき） (昭和36年６月22日生)	平成４年５月　マルダイタチヤ株式会社（現株式会社タチヤ）入社 平成18年１月　同社代表取締役社長（現任） 平成19年１月　株式会社サンフレンド（現株式会社食鮮館タイヨー）代表取締役社長 （重要な兼職の状況） 株式会社タチヤ代表取締役社長	―株
16 ※	増田陸奥夫 （ますだ　むつお） (昭和19年８月７日生)	昭和44年４月　農林中央金庫入庫 平成16年６月　同庫代表理事副理事長 平成17年６月　同庫退任 平成19年９月　農業経営サポート研究会会長 平成20年９月　株式会社えいらく 会長 平成21年９月　一般社団法人日本食農連携機構理事長（現任） （重要な兼職の状況） 一般社団法人日本食農連携機構理事長	―株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
17 ※	秦（はた）　博文（ひろふみ） (昭和26年12月16日生)	昭和54年10月　監査法人八木・浅野事務所（現新日本有限責任監査法人）入所 平成11年５月　太田昭和監査法人（現新日本有限責任監査法人）代表社員 平成19年７月　日本公認会計士協会 理事 平成26年６月　新日本有限責任監査法人退任 平成26年７月　公認会計士秦博文事務所所長（現任） （重要な兼職の状況） 公認会計士秦博文事務所所長	株 ―

（注）１．※は新任の取締役候補者であります。
２．各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
３．増田陸奥夫氏および秦博文氏は社外取締役候補者であります。
なお当社は、増田陸奥夫氏及び秦博文氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
４．増田陸奥夫氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたり金融機関に勤務された経験やその後も幅広い活動による幅広い見識をもとに当社の経営全般に対する監督や助言を頂けるものと判断しました。
５．秦博文氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士としての経験・見識が豊富であり、当社の経営全般に対する監督や助言を頂けるものと判断しました。
６．当社は、社外取締役候補者である増田陸奥夫氏と秦博文氏の選任が承認された場合、期待された役割を充分に発揮できるよう両者と責任限定契約を締結する予定であります。ただし、第２号議案定款一部変更の件が承認可決されることを条件とします。
なお、その契約の概要は次のとおりであります。
・取締役が任務を怠ったことによって損害賠償請求を負う場合は、会社法第425条第１項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
・上記の責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

第５号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって退任される取締役古谷光雄氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
古 谷 光 雄	平成20年6月　当社取締役、現在に至る

第６号議案　取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成７年６月29日開催の当社第38期定時株主総会において年額２億５千万円以内とご承認いただき現在に至っておりますが、その後の経済情勢の変化等諸般の事情と、今後は役員賞与を報酬枠内で支給いたしたいことを考慮して、取締役の報酬額を年額４億円以内（うち社外取締役３千万円以内）と変更させていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

また、現在の取締役の員数は13名でありますが、第４号議案が原案どおり承認可決されますと取締役は17名（うち社外取締役２名）となります。

第７号議案　取締役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行する件

平成27年度において、当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高めるため、当社取締役（社外取締役を除く）及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役会に委任することにつき、承認を求めるものであります。

なお、当社取締役に対する新株予約権付与は、会社法第361条第1項第3号の報酬等に該当します。当社の取締役の報酬額は、平成7年6月29日開催の第38期定時株主総会において年額2億5千万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）とする旨ご承認いただき現在に至っており、また、第6号議案が原案どおり承認可決されますと、年額4億円以内（うち社外取締役3千万円以内）に変更となりますが、これとは別枠にて、当社取締役(社外取締役を除く）15名以内の者に対する報酬として新株予約権を発行することにつきご承認をお願いするものであります。

また、ストック・オプションとしての報酬額は、新株予約権1個あたりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。公正価額の算定につきましては、新株予約権の割当日において適用すべき諸条件を基にブラッ

ク・ショールズ・モデルを用いて算定されることから相当であると存じます。

なお、現在の取締役の員数は13名でありますが、第4号議案が原案どおり承認可決されますと取締役は17名（うち社外取締役2名）となります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社取締役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、新株予約権を発行するものであります。また、当社取締役に対し新株予約権を付与することについては、ストックオプションの目的で付与するものであり、取締役の報酬等として相当であると存じます。

2. 新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しないものとする。

3. 新株予約権の割当日

当社取締役会に委任するものとする。

4. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式200,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる１株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 ＝ 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

(2) 新株予約権の総数

2,000個を上限とする。なお、この内、当社取締役に付与する新株予約権は1,500個を上限とする。（新株予約権１個当たりの目的となる株式数は、100株とする。ただし、上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。）

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき１株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とし、行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.1を乗じた金額とし、１円未満の端数は切り

上げる。ただし、その金額が割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{1}{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求。）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当決議日の翌日から２年を経過した日より平成30年８月30日までとする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加す

る資本金の額を減じた金額とする。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。

② 新株予約権の相続はこれを認めない。

③ その他権利行使の条件は、平成27年６月25日開催の当社第58期定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(7) 新株予約権の取得の条件

① 当社は、新株予約権者が上記(6)による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。

② 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(9) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

① 合併（当社が消滅する場合に限る。）
合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

② 吸収分割
吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

③ 新設分割
新設分割により設立する株式会社

④ 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

⑤ 株式移転
株式移転により設立する株式会社

(10) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(11) 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される募集新株予約権発行の取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとする。

以上

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより本総会の議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申しあげます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス　http://www.web54.net

2. 議決権行使のお取扱いについて

(1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) 議決権の行使期限は、株主総会開催日の前日の平成27年６月24日（水曜日）午後６時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(3) 複数回議決権を行使された場合、当社に一番後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(4) 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

(1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。

(2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

(3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. システムに係わる条件について

インターネットにより議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

(1) パーソナルコンピュータ用サイトによる場合

ア．画面の解像度が　横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。

イ．次のアプリケーションをインストールしていること。

(a). ウェブブラウザとして Ver.5.01 SP2 以降の Microsoft® Internet Explorer

(b).PDFファイルブラウザとして Ver.4.0 以降のAdobe® Acrobat® Reader®または、Ver.6.0以降のAdobe® Reader®

※Internet Explorer は米国 Microsoft Corporation の、Adobe® Acrobat® Reader®及びAdobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国及び各国での登録商標、商標及び製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

ウ. ウェブブラウザ及び同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（または一時解除）するとともに、プライバシに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにしてください。

エ. 上記サイトに接続できない場合、ファイアウオール・プロキシーサーバ及びセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。

(2) 携帯電話端末用サイトによる場合

以下のサービスのいずれかが利用可能であり、128bit SSL(Secure Socket Layer)暗号化通信が可能である機種であること。

① ｉモード

② EZweb

③ Yahoo!ケータイ

※ｉモードは株式会社NTTドコモ、EZwebはKDDI株式会社、Yahoo!は米国Yahoo! Incorporated、Yahoo!ケータイはソフトバンクモバイル株式会社の商標、登録商標またはサービス名です。

※携帯電話端末のフルブラウザアプリケーションを用いてアクセスされた場合や、電話機を通信機器としてのみ用い、電話端末を経由してパーソナルコンピュータによりアクセスされた場合、または、スマートフォン端末によりアクセスされた場合は、上記条件を満たしている端末でも、パーソナルコンピュータ用サイトでのご投票としてお取扱いいたします。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル

［電話］　0120－652－031　　（受付時間　9:00～21:00 ）

メ モ 欄

株主総会会場のご案内

当社株主総会は、バロー文化ホール（多治見市文化会館）にて開催しますので、ご出席の際は下記のご案内図をご参照ください。

＜バロー文化ホール＞

所在地：岐阜県多治見市十九田町２番地の８

受付開始時刻は、午前９時を予定しております。

＜ご案内図＞

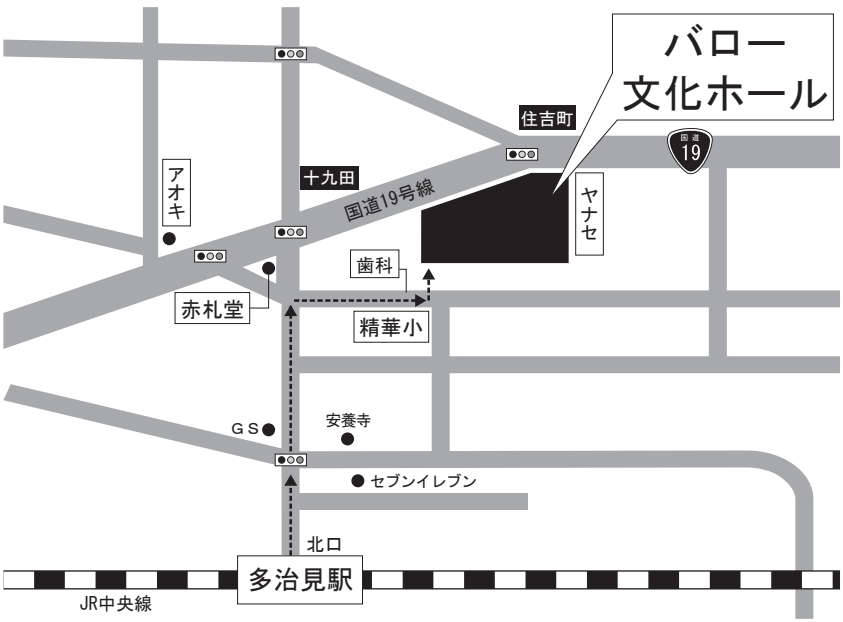

＜交通のご案内＞

1. ＪＲ多治見駅北口より、会場までは徒歩約15分です。
（ＪＲ多治見駅北口より送迎バスを運行いたしますので、ご利用ください。）
2. 会場駐車場は、駐車台数に限りがありますので、あらかじめご了承願います。また、会場近隣の店舗等への無断駐車は、ご遠慮頂きますようお願い申しあげます。有料駐車場をご使用の際は、ご負担をお願いいたします。